

口座開設・取引に関する確認書

取扱商品について

本取引に関する確認書は、店頭外国為替証拠金取引、店頭貴金属・原油証拠金取引、店頭証券 CFD 取引、海外及び国内株式、株価指数等の証拠金取引（以下、「弊社取扱商品」）のお取引を始める際に注意して頂く事項です。

以下の内容を十分に理解した上で自己の責任においてお取引を行うようお願い申し上げます。

システム売買（EA: Expert Advisor）に関する確認書

- ・システム売買（EA: Expert Advisor）をご利用になる際、お客様自らプログラミングを行った上、並びにプログラミングを行っていないプログラムソフトウェア（通称：自動売買ソフト）を利用するにあたり、それらで発生する一切の損害について、弊社が責任を負うものでないことに同意する。なお、お客様がプログラミングされた EA (Expert Advisor) を商業・営利目的として、開発並びに販売する場合、金融商品取引法（投資助言・代理業）としての登録が必要となることを理解し、また未登録のまま当該行為が発覚した場合、取引約款第 28 条 1 項 2 号に則した措置となる事。
- ・システム売買（EA: Expert Advisor）にて、システム売買をする場合、お客様自身の全面的な裁量に委ねられ弊社からは一切のサポートができないこと、また不測の障害・リスクが生じる可能性があります、それらで生じる一切の損害について、弊社が責任を負うものでないこと。

受領書類・取引に関する確認書

- ・弊社取扱商品は元本保証がされておらずその取引額がお客様の預託額よりも大きくなることもある事。
- ・弊社取扱商品は FXCM ジャパン証券株式会社との相対取引となり、取引価格が他社または他の情報とは一致しない事。
- ・弊社取扱商品において政治経済要因、市場流動性要因等から相場が大きく変動する事や、その為に取引が不可能となる場合並びに予期しない約定結果が起こりうる事。
- ・弊社取扱商品において市場変動による証拠金率割れ、預託金不足に対しての追加証拠金の未入金により強制決済が行われる事。
- ・弊社取扱商品において取引価格・スワップ変動要因、電子取引における技術要因、市場流動性要因、不可抗力要因、信用要因、法規制と市場慣行・提携先事情要因等からなる各リスクの存在と、取引所・清算機関規定の改変、さらに上記以外のリスクが存在する場合がある事。
- ・FXCM ジャパン証券株式会社 より発行の取引報告書他各種報告書のインターネット経由での電磁的方法での交付に同意する。

口座開設に関する確認書

取引約款、電子取引における付帯条項、各商品取引説明書、各商品取引概要、規程集等を熟読した上その内容を上記重要事項並びに記載内容を良く理解し、自身の判断と責任においてその自己資力の範囲内での本取引を行う事を誓約します。

また取引約款、各商品取引説明書に違反した場合は、FXCM ジャパン証券株式会社が同取引約款並びに関連条項に従い、事前通告義務を伴わない(自身の勘定による)口座内の全未決済残玉の強制清算並びに契約終結措置の発動権を有する事に同意します。